

## 戦間期ハンガリーの「生産的社会政策」における国家と社会

姉川雄大

はじめに

第一次世界大戦直後のハンガリーでは、1918年から1919年にかけて自由民主主義政権と共産主義政権による二つの革命を経たのち、反革命勢力による権威主義体制が成立した。旧ハプスブルク君主国共通軍のホルティ提督を「摂政」としたこの体制は、1944年に同盟関係にあったナチ・ドイツに占領され、その傀儡政権にとってかわられるまで続き、これを通称「ホルティ体制」と呼ぶ。

ホルティ体制の本質とは何か。ハンガリーの歴史家、ウングヴァーリ・クリスティアーンの著書『ホルティ体制の本質』は、その副題を「ハンガリーにおける人種差別、社会政策、反セム主義」としている<sup>1</sup>。同書は、一義的にはハンガリーにおけるホロコーストをめぐる議論に一石を投じるものであり、ナチと傀儡政権のみにその責任を帰すような論調も存在する中で、1944年以前のホルティ体制を免罪しないための議論と言える。ホロコーストに直接つながるような人種政策はホルティ体制期に開始されており、それも一部の人種主義思想を持つ指導者のみに主導されたものではなく、在地レベルの諸アクターを含む能動的な導入と運用によるものであったことを明らかにしているからである。

ウングヴァーリは、同書の副題から明らかなように、ホルティ体制における人種主義を特にその社会政策とのかかわりにおいて検討した。ホルティ体制期ハンガリーにおける社会政策は、西欧的自由主義史の文脈においてハンガリー近現代を把握するための、いわば脱「特有の道」論における主要な検討対象のひとつとなってきた。この時代の社会政策の発展を、同時代の西欧的な自由主義の展開形態である社会的自由主義の、ハンガリーにおける存在証明と考えることができるからである。ホルティ期におけるポジティブな面と評価されがちな社会政策を人種主義との関連において論じ、反セム主義（人種的反ユダヤ主義）を社会政策の核とみなすウングヴァーリの研究は、自由主義ハンガリーにおける権威主義化の契機を明らかにするという論点にも寄与するものである<sup>2</sup>。

戦間期ハンガリーの社会政策と人種主義の結合をもっとも明らかな形で実現したのは、1940年に導入された全国民衆家族保護基金（Országos Népi és Családvédelmi Alap、略称 ONCSA）による「生産的社会政策」（*produktív szociálpolitika*）である。同政策は、第二次世界大戦以前のハンガリーにおいて最大の社会政策であり、多子家族

<sup>1</sup> Ungváry Krisztián, *A Horthy-rendszer mérlege: Diszkrimináció, szociálpolitika és antiszemitizmus Magyarországon 1919-1944*, Pécs-Budapest: Jelenkor, 2012.

<sup>2</sup> 姉川雄大「自由の限界、福祉の境界」 大津留厚・水野博子・河野淳・岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門——歴史のラビリンスへの招待——』昭和堂、2013年、208-216頁。

を対象とする援助を中心に、農村の貧困・居住・失業問題に取り組んだものである。シクラ・ドロッチャによると、同政策は「科学に基づいた大規模なプログラム」であったと同時に、剥奪したユダヤ財産の分配機能と被援助者選択の際の人種選別機能を併せ持っていた<sup>3</sup>。

シクラとともに ONCSA を扱ったハーモリ・ペーテルは、同政策の実施において、在地社会のインフォーマルでパターンリスティックな権力関係が、選別システムとして働いたことを明らかにしている<sup>4</sup>。シクラとハーモリの研究を合わせて考えれば、国家の政策だけでなく、在地社会の側における能動的な人種主義の発動という、上述のウングヴァーリの指摘とも整合性がとれるだろう。他方でハンガリーに限らない社会政策史全般に関する研究の文脈においては、福祉における中間領域と国家の役割を総合的にとらえる「福祉の複合体」が論じられているが<sup>5</sup>、まさに「複合体」であることにおける（包摂だけではなく）排除の検討が課題となっているのであり<sup>6</sup>、「生産的社会政策」を検討の対象とすることは、この課題に適合的であると言えよう。

結果としての人種主義とのかかわりについてはすでに、これまで挙げてきた先行研究により明らかだが、「福祉の複合体」としての「生産的社会政策」の実態そのものについて、必ずしも明確な像が結ばれてきたわけではない。以上のことから本稿は、「生産的社会政策」を国家と社会団体などの中間領域のかかわりという観点から検討する。

## 1. 民衆家族保護基金による「生産的社会政策」

ジャーニ・ガーボルは第二次世界大戦以前のハンガリーの社会政策について、都市に偏っていたという限界を指摘している<sup>7</sup>。しかし農村における社会政策の試みも存在した。戦間期ハンガリーにおける農村の貧困対策は、自治体レベルで萌芽的に行われていた段階から、貧困多子家族を対象としていた。1930年代にはペーチ市において、「生産的社会政策」の試みが開始され、経済的自立支援を目的とするようになった。1910年代にブダペシュト郊外で始まった学生や大学教師らによるセツルメント運動の流れを吸収するペーチの社会政策は、いわば後の ONCSA の先駆的・実験的な試みとなった<sup>8</sup>。

<sup>3</sup> Szikra Dorottya, A szociálpolitika másik arca. Fajvédelem és produktív szociálpolitika az 1940-es évek Magyarországon, *Századvég*. 2008-2, 39-79.

<sup>4</sup> Hámori Péter, Utak az Országos Nép- és Családvédelmi Alaphoz (Mi is az a modern szociálpolitika?), Szilágyi Csaba, sz., *Szociális kérdések és mozgalmak Magyarországon (1919-1945)*, Budapest: Gondolat, 2008, 25-53.

<sup>5</sup> 高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求⑩福祉』ミネルヴァ書房、2012年。

<sup>6</sup> 姉川雄大「東欧近現代史から見た『市民社会』」広田照幸・橋本伸也・岩下誠編『福祉国家と教育——比較教育社会史の新たな展開に向けて』昭和堂、2013年、287-300頁。

<sup>7</sup> Gyáni Gábor, "Szociálpolitika és jótékonyosság a két világháború közötti Magyarországon", Szilágyi Csaba(ed.), *Szociális kérdések és mozgalmak Magyarországon (1919-1945)*. Budapest: Gondolat, 2008, 11-23.

<sup>8</sup> Gyáni Gábor, *A szociálpolitika múltja Magyarországon*, Budapest: MTA TTI, 1994, 21.

これらの経験を受け、国家事業として 1940 年法律第 23 号によって導入されたのが、ONCSA である。

ONCSA の活動の全体像については、支出額の面からおおまかに見ることができる。同基金の支出は、おおまかに運営費、返済を見込まない支援の総額、返済を見込んでいない種類の支援の総額の、3つのカテゴリーに分けられる。そのうち返済されることを想定していない種類の支援については、さらに児童保護関連、多子家族支援関連、社会諸団体支援関連に分けられるが、児童保護関連は 1940 年度支出のうち 53.5%を占めたが、1941 年度には 19.3%、社会諸団体支援関連は 1.9%だった(多子家族支援関連の支出は 1942 年度に 0.14%を占めるのみである)。もっとも、このカテゴリーの支出も年度ごとに増額しており、支出割合の減少はむしろ貸付実績の上昇によっているものである。返済されることを想定した支援の支出は、「生活が危機的状況にさらされている、主として農業に従事する家族への支援」のために行われており、1941 年度は総支出の 32.4%、1942 年度は 34%だった。他に「支援を必要とする者の経済的独立支援」を目的とした支出もあり、1941 年度に総支出の 6.1%、1942 年度に 5.7%を占めた。これらは農村における支援であるが、他に 3 割程度の支出となる都市における社会福祉事業を含め、1941、1942 年度には、貸与による支援としての支出が 7 割だった<sup>9</sup>。

これらの支援の内容については以下のとおりである。貸与の形をとった支援のうち最大のもは居住支援であり、住宅地建設による住居供給や住宅購入ローン提供のほか、水害被災住宅の再建設や補修費用支援を行った。住宅地のほか農地分配を含め、旧ユダヤ財産である 5 ホールド以下の土地片再分配も、この枠組みにおける支援の一環として行われた。このほか、果樹等の植物、小麦、役畜大小動物の供給なども行ったが、もっとも知られていたのは結婚支援のローンだった。これは主に家具の提供などの結婚生活スタート支援であり、返済は出産のたびに延期できるようになっていた。これらのほとんどは返済の必要なローンだったが、農村の貧困・失業対策および家族生活支援のための、職業訓練や家事訓練コースなどが開催されることもあった<sup>10</sup>。

実際の支援の流れは以下のようなになる。支援を必要とする多子家族(子供が 4 名以上)の者は、まず県や市の担当部局にそれを申し込むことになる。これに対して、各県や市の「公共福祉組合」(Közjóléti Szövetkezet) に属するソーシャルワーカー (szociális gondozó(nő)) が、家族ごとに家族構成、民族帰属や言語、宗派、住居の状況、収入の状況などを調べ「状況調査票」(környezettanulmány) に記入し、援助が必要であり、援助に値し、援助に対して返済能力があるかどうかを確認、その旨を同調査票に付して、内務省の外局であり「公共福祉組合」を束ねる機関でもある全国社会福祉管理局

<sup>9</sup> Somogyi Ferenc, ed., *Nép- és családvédelem az 1940-1942. évben*, Budapest: M. kir. állami nyomda, 1943, 214-215.

<sup>10</sup> Berey Katalin, *Szociálpolitikai kísérlet Magyarországon a 40-es évek elején (Az Országos Nép- és Családvédelmi Alap munkássága)*, Budapest: A Művelődési Minisztérium Marxizmus-Leninizmus Oktatási Főosztálya, 1981, 44-55.

(Országos Szociális Felügyelőség) に送付する。社会福祉管理局はそれに基づき、援助をするかどうか、またその額などについて、内務省に対して提案する。内務省はこれを受けて、ONCSA による支援を決定し、その実施を各県や市に指示することになる。内務省によって ONCSA から配分された費用は、各県や市の責任において執行されることになる。

しかし、「生産的社会政策」は国家のみをアクターとして想定され開始されたわけではなかった。社会福祉管理局はその機関誌において、「社会は国家の意志形成において、またしたがって国家の社会政策（の公論形成）において、その実行におけるのと同じように、参画するもの」であり、その「参画は不可欠である<sup>11</sup>」と述べており、政府だけでなく社会的な諸組織との協力によって推進していくことを強調していた。ここで言う国家の社会政策への社会の「参画」とはどのようなものだったのか。次に事例によってその実態を検討する。

## 2. 農村青年団体と「生産的社会政策」

ONCSA の活動には、その当初の方針にしたがって、各種社会団体に対する援助も含まれていた。ONCSA による援助とそれに対する協力という関係にあったのは、どのような団体だったのか。ハンガリー婦人国民連盟やハンガリー赤十字のほか、特に目立つのは全国カトリック女性連盟やカトリック農業青年協会全国組織などのカトリック諸組織、福音派女性協会や福音派使節協会などのルター派諸組織、改革派社会福祉使節兄弟会などのカルヴァン派諸組織、さらにユニテリアン女性連盟など、特にその女性組織や青年組織を中心とした各派キリスト教会関係組織であった。これらは各団体内で、社会福祉局による同基金機関誌を配布するほか、自身の機関誌や集会などの機会において民衆家族保護の理念や活動を広報したり、傘下の慈善諸団体などのメンバーに、同基金の社会的協力組織である「事業共同体」(munkaközöség) への参加を呼びかけたりしていた<sup>12</sup>。

ここでは、カトリック農業青年協会全国組織 (Katolikus Agrárifjúsági Legényegyesületek Országos Testülete=略称 KALOT) に対する援助を取り上げてみたい。1935年に設立された KALOT は、近代自由主義の矛盾としての社会問題に対して社会主義とは別の選択肢による解決を目指す、ハンガリーのキリスト教社会運動の一翼を担った青年組織である。綱領に土地改革が含まれていたことなどから、少なくとも第二次世界大戦後には民主派として振る舞い、また戦間期においても労働者と農民の境遇の改善を目指し、自由主義者や左派とも接触を持つキリスト教民主主義に近い存在だ

---

<sup>11</sup> Teczes László, Az önkéntes társadalmi munka, *Nép és családvédelem: Az Országos Szociális Felügyelőség közleményei*, I. évf. 2. sz., 1941. február, 41-42.

<sup>12</sup> Somogyi, *op. cit.*, 126-129.

ったと評価される<sup>13</sup>。他方で、KALOT の創始者やその周辺の人物は、反共主義であり同時に社会の刷新を目指す立場から、ファシストを含む極右との連携も志向しがちであった<sup>14</sup>。土地所有改革のほか、「よりキリスト教的な人間を！より教育された村を！自覚的なハンガリー人を！生きる力に満ちた人民を！」を合言葉とし、戦間期ハンガリーにおける「キリスト教国民」理念と農村改良思想が組み合わさった綱領は、当然ながら強い国民主義的志向性と人種主義も含まれていたのである<sup>15</sup>。

KALOT の活動の中では人民高等学校運動 (népfőiskola mozgalom) が、キリスト教的道徳による農村社会の改良と再編成という目的にもっともかなったもののひとつだった。人民高等学校は、農民の知識の向上、自覚的な農村の指導者を育成するという農村改良運動の主要な要素であり、冬季や夜間を中心に、数週間から 1 か月程度のコースを開講していた。最初にハンガリーで人民高等学校を設置したのは、改革派のキリスト教青年組織だが、1940 年には KALOT もこれに続いた。

KALOT は、この人民高等学校に関して ONCSA の援助を願い出た。KALOT は内務省に対し、基金との関連では次の 5 点で協力できると提案している。それは、民衆啓蒙活動、民衆福祉の組織化運動を担う人材の選出、そのような人材を適切な課程で育成すること、多子家族かつ結婚した若者の、農業経営能力育成、その育成の一環として実際に用意した農地で行う、全寮制の農業経営実習の 5 点である。その中でも、KALOT が内務省に対して援助を願い出たのは、全寮制学校支援と課程にかかわる費用の 2 点である。前者には学校建設、課程在籍中の受講者援助、修了生の新生活スタート支援が含まれ、後者は主に滞在費や謝金などの講師費用である<sup>16</sup>。KALOT がここで行おうとしているのは、青年を農地付きの学校に寄宿させ、自立して小土地農業経営を行える農民を育てることであり、さらには農村改良の指導者とすることも期待されているのであろう。

これに対して内務省および社会福祉管理局は、検討の結果援助の実施を決定した。この KALOT の事業に対する支援にあたって、最初に問題と考えられたのは、農耕に関することは農業省の管轄ではないかということである。しかし、内務省は KALOT などのように「適切に指導されているまじめな人民高等学校ほど、完全な形で貧民の道徳と精神の向上に従事している要素というものは少ない」と評価し、「ONCSA は多子家族以外の自立支援を目的としていない」ものの、「これがハンガリーの社会政策の第一級の使命ではない、という証拠は見つけられない」とする。したがって、「人民高等学校を良く、そして正しく実施している社会組織、つまり、KALOT…の運動は、偉大な国民的目的の観点のため…目的にかなったことと考えなければならず、これらに対して援助が

<sup>13</sup> Béla Bodó, 'Do not lead us into (fascist) temptation': The Catholic Church in interwar Hungary, *Totalitarian Movements and Political Religions*, vol. 8, no. 2, 2007, 425.

<sup>14</sup> Peter Kenez, *The Hungarian Communist Party and the Catholic Church, 1945-1948*, *The Journal of Modern History*, 75, 2003, 867.

<sup>15</sup> Balogh Margit, *A KALOT és a katolikus társadalompolitika 1935-1946*, Budapest: MTA TTI, 1998, 40-45.

<sup>16</sup> MOL. K566. 1942-1-528061.

なされなければならない」と結論付ける。もっとも、KALOT に対する援助の有無にかかわらず多子家族支援は ONCSA によって行われるものである。したがって、KALOT 人民高等学校の受講者のうち、多子家族に該当する者は県の担当者に申し出る、つまり通常の手続きをとることにして、そうでない者について KALOT が社会福祉監督局の在地の実施組織である公共福祉組合に名簿を送り、通常とは別に援助対象とすることにした<sup>17</sup>。

もっとも注文がまったく付かなかったわけではない。主に 2 点あり、「人民高等学校受講生のために奨学金を出さなくてはならないが、ただし、どのようなものであれ団体にではなく、直接個人に渡るようにしなくてはならない」ということと、受講生に対して過程の中で「ONCSA の目的、組織、活動、さらに公共福祉組合の規約と機能について十分に知らせる」こと、の 2 点である<sup>18</sup>。もちろん、前者は上記の手続きによって確保でき、後者について KALOT の側に異論のあるものではないだろう。

ONCSA に想定された通常の援助から逸脱する KALOT への援助が決定された理由は、KALOT の提案する社会教育活動が政策と一致した目的を持っているからである。しかしそれは、先に引用したような「貧民の道徳と精神の向上」だけではなかった。内務省の内部資料では、「この最大の、そして最良の効果によって、ハンガリー民衆の道徳的精神的な向上だけでなく、経済的な強化と競争力の向上も見込める」ことが強調されている。「管轄外ではあっても」援助を決定した理由は、受講者が「経済的生活を準備するために勤勉さを学ぶことは、社会政策の最重要の課題」であるため、とも述べられている<sup>19</sup>。つまりこの援助の事例は、ONCSA による社会政策において、それが「生産的」社会政策であることが、いかに重視されていたかを示している。

KALOT の人民高等学校運動に対しては ONCSA の援助が決定したが、カトリックの慈善組織の援助願いでも、それが認められなかった例もある。次に、トランシルヴァニア・カトリック・アクション (Erdélyi Katolikus Akció) が示した ONCSA 事業への協力案とそれに関する援助願いの例を取り上げてみたい。

### 3. 社会福祉「専門家」養成

トランシルヴァニア・カトリック・アクションによる ONCSA への要望は 1943 年にまとめられ、1944 年になってから内務省において検討された。この要望は 10 の項目から成っていて、それぞれ以下の通りであった。(1)社会福祉管理局が呼びかけた ONCSA 事業に協力する社会組織体「事業共同体」について、「ほとんど紙の上だけの存在となっている」ため「ふさわしい教会・社会組織の指導者たちで構成する」ように

---

<sup>17</sup> *Ibid.*

<sup>18</sup> *Ibid.*

<sup>19</sup> *Ibid.*

要望した。(2)「事業共同体」のソーシャルワーカー養成に関する要望があった。これは、同「共同体」構成員と大衆の双方が ONCSA の精神について十分な知識を持っていないことに対応するため、ONCSA の事業のために要請された、自前の「専門講師」(szociális szakelőadó(nő))によって、在地での課程を開設したいという要望である。(3)教区に独自の専門講師とその職域を認めるように要望した。(4)在地での事業広報のために機関誌を 50 部配布してほしいと要望した。(5)政令の宛先と実施主体に教区当局を加えるよう要望した。(6)ソーシャルワーカーの専門養成と社会福祉教育の改善を要望した。いわく、「試験に成功すれば卒業証書は得られる」が、受講生の動機づけは十分ではなく、全寮制による社会福祉精神の教育の形に改善してほしいということである。独自の養成課程を設置したいとの含意があると思われる。(7)クルージュのカトリック女性社会科学学校の開設などを要望した。(8)ソーシャルワーカーの女性たちに、不満や問題を適切に中央に伝える手段が確保されておらず、彼女らの利害を保護し使命感を保持する施策を要望した。(9)人民高等学校への直接支援を願い出た。(10)ブダペシュトで働くセーケイ人少女について、特別の制度的保護が与えられるよう要望した<sup>20</sup>。

最終的な可否の決定の通知については、史料から明らかではない。しかし、このうちどのような要望に関して早々に却下が前提とされたかは、検討過程を記した内部資料によって知ることができる。明らかに却下されたと推察されるのは、養成に関する諸項目、特に(2)の要望である。社会福祉管理局と内務省にとって、「専門講師の名は、政令に沿って大学の特定の課程を修了した者のみが名乗ることができる」という原則は、簡単に曲げられるものではなかったようである<sup>21</sup>。

ONCSA による社会政策は、「生産的社会政策」として行われるものであり、その意味するところは、前述したように大部分が貸与による支援であるということである。支援の可否判断、被援助者の選抜においては、したがって、返済能力や地域の経済的状况を含めた総合的な判断が求められるはずだった。このため適切な専門家の指導により幅広い十分な知識を得た者によって支援活動が行われなければならない、というのが政府の立場だった。

ONCSA のソーシャルワーカー養成について、社会福祉管理局の機関誌『民衆家族保護』に掲載された「社会福祉専門家養成に関する諸大学の意見」によれば、社会福祉管理局による素案は、12 項目にわたる計 480 時間の課程を想定していた。この案は、社会哲学や社会心理学などを含む一般的基礎知識をはじめとして、社会福祉学(民俗誌や社会調査を含む)、法学、農業関連、社会学、社会政策とその実践法、社会福祉関連の行政・法制・実務、行政学や財政学、統計学、社会衛生学や、そのほかの諸法令に関する知識などで構成され、それぞれ 30~50 時間の課程となっている。素案は大学にお

<sup>20</sup> MOL. K566. 1944-1-541069.

<sup>21</sup> *Ibid.* このほか、教区を世俗の行政単位として社会福祉の実施単位とすることや、物資の不足を理由として、機関誌の 50 部配布も、認めない方向で検討されていた。

る 3～4 年間の専門課程として考えられていたが、これに対して各大学が意見を寄せ、緊急性に鑑みて 1 年間の課程がふさわしいとの意見や、大学の正規課程ではなくカリキュラムの他に設置される特別なコースにすべきであるとの意見などがあった<sup>22</sup>。

最終的に、内務大臣 800/1942B. M. として出された内務省令において「大学社会福祉課程の組織・学修・試験体系の整備について」として決定された養成課程は、3 セメスター1.5 年の課程であり、これは講義、セミナー、実習から成っていた。講義は 19 項目にわたっており、内訳は以下の通りである。心理学と社会心理学、倫理学と社会倫理学、教育学、経済学と経済史、民俗誌、憲法・行政・刑法、社会福祉関連の民法、社会学、社会調査、社会政策入門、社会政策各論（産婦・乳幼児・青年保護、衛生学、社会保険、労働者保護、居住・土地所有政策、家族保護理念の広報、貧困問題、社会団体の社会福祉事業）、社会諸組織、農村指導・農村政策、民族問題、ソーシャルワーク、統計法、農業事情、手工業事情、プラント事情などである。これらと完全に重ならないが、いくつかの項目についてはセミナーと実習もあり、3 セメスターとも 22～23 時間となる。また、保育所や児童保護施設、貧困対策関連施設のほか、都市・県などの社会福祉行政当局と農業の実習が別に課されている<sup>23</sup>。

これは確かに独立した正規課程としての設置ではなく、当初案から後退していた。実際に課程に所属したのはどのような受講生だったのか、クルージュのフランツ・ヨーゼフ科学大学における社会福祉課程の例を参照しよう。1944 年の課程では、在籍者と中途離脱者を含め、47 名が確認できる。これらのうち、同大学の学生が 18 名で、半数は経済学部の 3 年生、残りの半数は別の学年あるいは文学部などの学生だった。これに社会科学専門学校の学生 12 名を含め、30 名が副専攻のような形で在籍していた。これ以外には、教師や臨時ソーシャルワーカーとして働いている者が複数名いたほか、同大学の「卒業生」とのみ記されている者がおり、「国鉄職員」も 1 名いた<sup>24</sup>。

このように、当初内務省が想定した正規専門課程からは程遠く、副専攻かあるいは社会人向けの資格取得課程となっていたが、社会福祉管理局と内務省にはソーシャルワーカーの専門性について妥協するつもりはなかった。ONCSA のモデルであり、「生産的社会政策」方式をその成立以前から行っていたペーチ市やサトマル県は、被援助者選抜業務を独自に、自身の決定によって行っていた。特にその選抜業務には、すでに援助を受けている家族の主婦などに判断の補助を依頼するなどしていたが、社会福祉管理局は通達によって、その業務は「専門家」（ソーシャルワーカー）のみが遂行できる、と

<sup>22</sup> Somogyi Ferenc, Egyetemeink a szociális képzésről, *Nép és családvédelem: Az Országos Szociális Felügyelőség közleményei*, II. évf. 7. sz., 1942. július, 241-246.

<sup>23</sup> A m. kir. belügyminiszter 800/1942. B. M. számú rendelete az egyetemi szociális tanfolyamok szervezetének, tanulmány és vizsgarendjének szabályozása tárgyában, *Nép és családvédelem: Az Országos Szociális Felügyelőség közleményei*, II. évf. 10. sz., 1942. október, 391-396.

<sup>24</sup> MOL. K566. 1944-1-541814.



これを禁止した<sup>25</sup>。

しかし県レベルでは、専門養成課程を出た者がそれにふさわしい待遇を受けていたわけではなく、地方行政機構の中で明確な位置付けがなされないままだった。社会福祉に従事する者は、一方で県、他方で社会福祉管理局を通じて内務省の双方に責任を持つ立場であった。管理局による決定事項であっても、それを遂行するのは自治体当局であるため、彼女らの業務遂行の可能性は、地方官吏の考える優先順位に左右されることも多かったのである<sup>26</sup>。この要因のひとつとして、ソーシャルワーカーが主に女性であり、県職員や郡判事らにとっては、結婚までの一時的な職のわりに過剰な独立心を持ち不満の多い者たちと受け取られていたからだ、ということも指摘されている<sup>27</sup>。

また、そもそもソーシャルワーカー養成の遅れと不足に対応しなければならないという問題もあった。これを補完する目的で社会福祉管理局が結成を呼びかけたのが、各地の「事業共同体」だが、当初は必ずしも慈善事業に携わってきた諸団体を円滑に結集できたわけではなかった。各団体がその独立性の喪失を懸念していたからである<sup>28</sup>。それでも、在地の有力者の妻や娘などから成る「事業共同体」は各地で結成されるようになり、これが事実上その背後にある教会共同体の慈善団体を代表するものともなっていた<sup>29</sup>。援助を願い出た家族ごとにソーシャルワーカーが作成し、援助対象としてふさわしいかどうかを判断するための「状況調査票」のうち、1942年時点までに164件を「事業共同体」が作成している。その他、被援助家族に対する助言や事後ケアなども行っている<sup>30</sup>。

専門家養成課程の厳格な認定と、社会福祉に必要な専門性の基準について、確かに国家は独占することを放棄しなかった。しかし実態としては、設置された課程が従来計画に比べて十分なものではなく、社会諸団体や地方自治体がこの基準を共有していたとも言い難い。むしろ、「事業共同体」を通じた従来の在地社会の慈善活動の要素による補完が、「生産的社会政策」が機能することを一定程度支えていたことも指摘しておかなくてはならない。

おわりに

本論における検討から、ONCSAによる社会政策を「福祉の複合体」という観点から見た場合、国家と社会諸団体は、2つの点で一致した場合に効果的に協働するということが明らかになった。第1の点は、農民を教化することによって道徳と国民意識を向上

<sup>25</sup> Hámori Péter, *Női szerepek és szociálpolitika Magyarországon 1920-1944*, *Korall*, 13. 2003, 38.

<sup>26</sup> Berey, *op. cit.*, 21-22.

<sup>27</sup> Hámori, *Női szerepek*, 40-41.

<sup>28</sup> *Ibid.*, 41.

<sup>29</sup> Hámori, *Utak az Országos Nép- és Családvédelmi Alaphoz*, 50.

<sup>30</sup> Somogyi, *Nép- és családvédelem az 1940-1942. évben*, 131.

させるという目的の共有である。第2の点は、貧困・社会問題の解決を、貸与と返済という「生産的」な方法を通じて農民自身の経済的な自立を促す、ということによって果たすという方法論の一致である。

しかし担い手の「専門性」の点では、少し様相が異なっている。「生産的社会政策」を「専門家」が担うという前提と、その「専門性」の基準、またその基準による養成と認定権限については、その実施を大学が行うものの、あくまでも国家が独占すべきこととされていた。

シクラはその「科学性」を「生産的社会政策」の本質と見て、それにもかかわらず人種政策として機能した点を追求するが、ハーモリはむしろ「専門家による支援」の機能不全に在地社会のパターナリズムの働く余地を見ている。さらに、在地のエリートによる、性別役割分担に基づく家族像を規範として持ちつつ行われた支援が、農民の実態に対応しきれていなかったかどうかについては、疑問を持っている<sup>31</sup>。

この問題を解く鍵は、結節点としての「生産性」をどう捉えるかということにあるのではない。本稿で明らかにしたように、農民の教化を含めた在地社会の再編についても、国家が「専門家による支援」にこだわるべき理由についても、ONCSAはそれが「生産的」社会政策であることによって独自性を持っている。したがって、今後の課題となるべきは、この時代における社会福祉の「専門性」が、実際の支援（被援助者選抜）の場面において、どのように、またどの程度、農村における「生産性」による社会再編と結びついたのか、ということであろう。

---

<sup>31</sup> Hámori, Utak az Országos Nép- és Családvédelmi Alaphoz, 51-52.